

ロイベル  
會社  
廣告

大藏省  
翻譯課

798





銀行及々金銀仲買商業  
澳國維也納府ロイベル會社

營業ノ條款左ノ如シ

公資本政府ノ株式株式、利子証書利子証書為換証書抽出抽出証書委任証書

銀行措幣及々傾幣抽出証書トハ金銀ヲ銀行ニ預ケ置キ時々若干金ヲ受取ル時ニ用ユル証書ヲ云フ

預委任証書ハ金銀ヲ預リ置ク証書ヲ云フ

公資本ノ賣買及々引換

公資本ノ賣却ハ元入レノ方法ニ因テ施行スヘシ元入レトハ衆人若

干金ヲ出シ公債証書ヲ買取干金ヲ各自ノ益ヲ計ルヲ云フ

世界各地ニ向テ掃戻シ及々為換証ヲ發ス改州各國ノ公債

及々富講ニ對シ種々抽籤ノ成果ヲ記載スル公告各々ヲ送

ス

大正十一年四月  
多々乾一郎譯



株式取引ノ報告及ニ開合セバ時ニ依リ之ヲ弊社ニ控工衆  
人ノ購求ニ備フ

前項記載スルトコロノ條款ニ就キ先拂郵便ニシテ託向ヲ  
要スル者ハ弊社速カニ之ヲ報知シ或ハ之ヲ解明スルト並  
ニ弊社敢テ其費ヲ要セス

一千八百七十八年ニ施行スル墾地利帝國及ニ匈牙利王國ノ公  
債ニ對スル當金ノ目錄並ニ其抽籤ノ方法ニ向テ衆庶ノ注意ヲ  
希望スニ當金ノ解下文大不列顛、印度其他英領各地ニ於テ政州金

銀ノ融通ニ向テ株式ノ賣ノ業ヲ確承シ且ツ衆庶ノ依頼ヲ受テ  
ルヲ以テ弊社ノ義務ヲ尽スヘシ茲ニ其最モ正実ニシテ且ツ得  
益ナル方法ヲ立テ以テ衆庶ノ愛顧ヲ希望ス記名者タルヲ要ス

レ者アレバ弊社速カニ其方法ヲ報知スヘシ記名者ハル者ハ其性  
名ヲ連名簿中ニ記載ス故ニ  
之レヲ記名者ト云フ

前項揭示スルトコロノ公債ハ實ニ丁寧且ツ得益ナルモノニシ

テ多年確實ノ経験ヲ以テ之ヲ一定スルモノナリ他ノ屬講ノ比  
ニ非ス其一定スルトコロノ大畧左ノ如シ

第一 當金ハ政府及ニ他ノ正実ノ價ヲ有スル抵當品ヲ以テ之  
ヲ保証ス當金トハ屬講ノ切手買求セシ  
者當金ノ時受納スル金ヲ云フ

第二 當金ノ配分ハ實ニ得益ナルモノナリ正等ノ當金ハ其數  
甚タ夥シク其高甚タ大ナリ各券毎ニ對スル當金ハ二拾万（フ  
ロリンズ）銀錢ヨリ十五万、十万、五万、四万、三万、二万、一万、五千、一万

フロリンズ）百三十二（フロリンズ）ニ至ル

第三 記名者ハ買求ノ後チ不日ニ當金ヲ受納スヘシ

第四 各株ノ價極メテ其ノ宜ニ違ス且ツ弊社ニ於テ各株ヲ買  
求スル人ニ向テ莫大ノ得益シテ一箇ノ株ハ買求スル者ト並ニ

若シ其籤ニ當レバ莫大ノ得益シテ一箇ノ株ハ買求スル者ト並ニ  
當金ヲ受納スヘキヲ云フ

其株ヲ買求スル者ハ券毎



ヲ買求スル者ト榷ヲ同ト虽ニ株ヲ買求スル者ハ一箇ノ株ニ  
向テ唯一箇ノ籤ヲ抽クニ止ル且ツ其籤ニ當テ受約スヘキ当金  
高ノ内ヨリ一箇ノ券唇ノ高ヲ減スヘシ券唇ヲ買求スル者ハ一箇ノ株  
株ニ付籤ヲ抽ク唯一回ニ止リ六株ヲ買求スル者ハ六箇ニ止  
マル而シテ籤ハ百三十二(フ)六(リ)ン(ス)ノ当金ノ籤ニ當リタル  
ト券唇ヲ買求スル者ハ抽籤ヲ施行スル毎ニ其籤ヲ抽クヲ得ル  
ニ詳ラカテ下ニ

前項揭示スル要畧ニ因リ記名者宜ク是ノ事業ニ向テ信用ヲ与  
フヘシ  
抑モ是ノ如キ事業ノ發原ニ向テ利益ヲ与フルハ前此ノ本邦ニ  
於テ人々既ニ之ヲ了解スルヲ以テ茲ニ詳説スルニ及ハス唯其  
要領ヲ揭示ス曰ク是事業タルヤ恒ニ公卒至当ノ法規ニ循ヒ墮  
地利政府ノ保護ヲ受ケ而シテ各株ヲ買求スル者ニ對スルノ保  
証ハ墮地利帝國ノ會計事務局及ヒ株式賣買ノ商業ヲ營ム此ノ

磅金ノ字刻ル  
以テ之ニ準ス

確實泰順ナル弊社ニ於テ之ヲ擔任スヘシ  
願クハ諸君各株ヲ買求シ此後施行スルトコロノ抽籤ニ加入セ  
ント若シ一時ニ十三株ヲ買求スル者ハ十磅金或ハ十二磅金  
ノ減價ヲ拂フヘシ一箇株ノ價ニ一磅金或ハ一磅金五時令故ニ  
十三株ノ原價ハ即チ十三磅金或ハ十六磅金五時令(今マ弊社買  
求ノ法式ヲ布告ス希クハ是ノ白紙ニ於テ購求スルトコロヲ記  
載シ各株ノ價ト共ニ之ヲ弊社ニ回送セヨ弊社速カニ政府ノ押  
印ヲ有スル株ヲ以テ進達スヘシ  
十磅金或ハ十二磅金ノ減價ヲ以テ一時ニ十三株ヲ買求シ五磅  
金或ハ六磅金ノ減價ヲ以テ一時ニ六株ヲ買求シ或ハ一磅金或  
ハ一磅金五時令ノ原價ヲ以テ一箇ノ株ヲ要求スルハ素ヨリ衆  
庶ノ意ニ任スヘシ  
各株ノ代價ハ銀行楮幣銀行引出切手郵便為換或ハ龍動宛為換



龍動ノ為換手形ハ質易上ニ向テ一種ノ為換証ノリ動ハ萬國中  
 質易ノ為換ニ感シテルル故ニ各種ノ金銀ノ為換ハ多ク是ノ手  
 用ニテ以テ昏留状トナレ維也約ロイベル會社ニ當テ之ヲ回送  
 スレ(廻送ノ方法ハ末段ニ詳ラカナリ)會社ハ送金状(此ノ状ニ  
 於テ明細ニ各株ノ種類ヲ記載スヘシ)ニ對テ受取存ヲ交付レ  
 且ツ抽籤成果表ハ抽籤方法ヲ施行スルノ後テ速クニ之ヲ進達レ  
 敢テ郵送ノ費ヲ要セス其籤ニ當タルノ当金ハ速クニ之ヲ拂ヒ  
 受納者ノ指令ニ從ヒ以テ其ノ高ヲ廻送スヘシ會社ニ於テハ恒  
 ニ百般事務ニ就テ衆庶ノ利益ヲ計ケルヘシ諸君能ク會社ノ恒  
 ニ意ヲ高業ノ管理ニ注スルヲ確知マヨ願クハ是大意辱ヲ以テ  
 諸君ノ友人ニ示レ以テ會社ノ幸福ヲ佐ケヨ弊社敬テ諸君ノ報  
 知ヲ待ツ

吾輩自カラ茲ニ姓名ヲ記スルノ榮光ヲ辱ス  
 月日  
 ロイベル會社

君

諸君ノ回答ヲ下名ニ投セヨ

歐洲墾地利國維也納府

ロイベル會社 銀行

弊社ニ於テハ諸君ノ受納スヘシ各株ノ當金ニ向テ出金スルノ  
 外他ノ責ヲ受ケス然レ弊社及ヒ其他政府ノ設立スル會社ニ関  
 シ諸君ノ訊問スル種々ノ報告及ヒ解明ノ如キハ弊社其力ヲ尽  
 シ速クニ諸君ニ報知スヘシ一箇ノ抽籤ニ向テ申込ヲ受ケル甚  
 カ遅滞シテ其期ニ後ルレハ則チ之ヲ次回ノ抽籤ニ附ス然レ其  
 得益ノ如キハ之ヲ次回ニ施行スルト雖モ聊カ差異ナレ  
 各株其籤ニ當レハ皆チ二万磅金ノ當金ヲ受納スルヲ得ル且ツ  
 十三株ヲ買求スル者ハ十三種ノ當金ヲ受納ス可シ諸君能ク之  
 ヲ了解セヨ



墾地利保証銀行公債ノ大畧

募集金 墾地通貨 四千二百萬 (フロリンス)

一千八百五十八年墾地利帝國特許保証銀行ト約定ヲ  
結ビ左ノ大會社ニ因テ之ヲ保護ス

墾地利帝國イリガルベツツ錢道會社

墾地利帝國ナウスネオンクシヨシヨシ錢道會社

墾地利帝國チーイス錢道會社

墾地利保險汽船航海會社

解明

第一 公債ハ四十二萬ノ券書ヲ有ス各券書ノ價百 (フロリンス)  
ナリ而シテ各券書ニ對シ下文ニ揭示スル四十二萬種ノ當金ヲ拂  
戻スヘシ故ニ券書ヲ所持スル者ハ必ス下文目錄ニ揭示スル四  
十二萬種ノ當金ノ内ヨリ一ニヲ受納スヘシ四十二萬券書ノ價

合計壹億二千九百二十三萬九千二百 (フロリンス) ナリ而シテ當

金ノ數モ多キモノ二十五萬 (フロリンス) 即チ二萬五千磅金ナリ

其數モ少キモノ二百 (フロリンス) 即チ二十磅金ナリ

第二 抽籤ノ方法ハ維也納ニ於テ帝國錄事二人ヲ招キ公卒ノ  
方法ヲ以テ之ヲ施行ス

第三 抽籤ノ成果ハ新聞紙ホヲ以テ世上一般ニ廣告シ抽籤ノ  
目錄ハ券書ヲ所持スル者ニ進達シ敢テ具郵送ノ費ヲ要セス

第四 當金ハ墾地利帝國特許保証銀行店ニ於テ之ヲ拂ヒ或ハ  
為換証ヲ以テ大不列顛若クハ歐洲大陸ノ銀行店ニ於テ之ヲ拂

フヘシ

第五 當今年々四回抽籤ノ方法ヲ施行ス則チ一月二日四月一

日七月一日十月一日ナリ

第六 券書割付及ヒ當金抽籤ハ同日ニ之ヲ施行ス如何トナレ



ハ券唇ヲ買求スル者或ハ其籤ニ当タルアレハ即日ニ二十万フ  
 ロリンスヲ受納スル機會ヲ得ル故ニ正実ノ券唇各二箇ノ番号  
 アリ其一ハ即チ券唇ノ番号ニシテ其一ハ該券唇ニ對スル當金  
 ノ番号ナリ券書ノ番号ハ一号ヨリ四千二百号ニ至リ當金ノ券  
 号ハ一号ヨリ百号ニ至ル

銀行ヨリ發付スルトコロハ株ハ恒ニ政府ノ保護ヲ受ケ故ニ各  
 株皆チ帝國半(フロリンス)印紙ヲ有ス是ノ印紙ヲ有セサルモノハ  
 公卒正実株ニ非ラス然レハ一時ニ付百(フロリンス)ヲ捕フ  
 能ワサル者アリ故ニ銀行ニ於テ一  
 箇ノ券唇ヲ分チ數ニ銀株ヲ發付ス

公債ニ對スル當金表

二十五万(フロリンス)ノ當金二十種埋地利通債五百二十五万(フ  
 ロリンス)

二十万(フロリンス)ノ當金七十一種埋地利通債千四百二十万  
 (フロリンス)

十五万(フロリンス)ノ當金百零三種埋地利通債一千五百四十五  
 万(フロリンス)

四万(フロリンス)ノ當金九十種埋地利通債三百六十万(フロリン  
 ス)

三万(フロリンス)ノ當金百零五種埋地利通債三百十五万(フロリ  
 ンス)

二万(フロリンス)ノ當金九十種埋地利通債百八十万(フロリン  
 ス)

一万五千(フロリンス)ノ當金百零五種埋地利通債百五十七万五  
 千(フロリンス)

五千(フロリンス)ノ當金三百七十種埋地利通債百八十五万(フロ  
 リンス)



リンス

四千(フロリンス)ノ当金二十種埋地利通貨八万(フロリンス)

三千(フロリンス)ノ当金七十六種埋地利通貨二十二万八千(フロ  
リンス)

二千五百(フロリンス)ノ当金五十四種埋地利通貨十三万五千(フ  
ロリンス)

二千(フロリンス)ノ当金二百六十四種埋地利通貨五十二万八千  
(フロリンス)

一千五百(フロリンス)ノ当金五百零三種埋地利通貨七十五万四  
千五百(フロリンス)

一千(フロリンス)ノ当金七百七十三種埋地利通貨七十七万三千  
(フロリンス)

四百(フロリンス)ノ当金六千九百九十七種埋地利通貨二百七十

千(フロリンス)

九万八千八百(フロリンス)

二百(フロリンス)ノ当金三十万七千五百六十二種埋地利通貨六

十零三十一万二千四百(フロリンス)

百九十五(フロリンス)ノ当金五千六百種埋地利通貨百零九万二

千(フロリンス)

五九十(フロリンス)ノ当金五千八百種埋地利通貨百十万零二千

千(フロリンス)

百八十五(フロリンス)ノ当金五千八百種埋地利通貨百零七万三

千(フロリンス)

百八十(フロリンス)ノ当金六十種埋地利通貨百零八万(フロリン  
ス)

百七十五(フロリンス)ノ当金六千二百種埋地利通貨百零八万五  
千(フロリンス)



○ 百七十(フロリンス)ノ当金六千四百種墾地利通債百零八万八千  
 (フロリンス)  
 ○ 百六十五(フロリンス)ノ当金六千種墾地利通債九十九万(フロリ  
 ンス)  
 ○ 百六十(フロリンス)ノ当金六千二百種墾地利通債九十九万二千  
 (フロリンス)  
 ○ 百五十五(フロリンス)ノ当金六千四百種墾地利通債九十九万二  
 千(フロリンス)  
 ○ 百五十(フロリンス)ノ当金六千六百種墾地利通債九十九万(フロ  
 リンス)  
 ○ 百四十五(フロリンス)ノ当金六千八百種墾地利通債九十八万六  
 千(フロリンス)  
 ○ 百四十(フロリンス)ノ当金七千種墾地利通債九十八万(フロリンス)

○ 百三十五(フロリンス)ノ当金七千四百種墾地利通債九十九万九  
 千(フロリンス)  
 ○ 百三十(フロリンス)ノ当金七千六百種墾地利通債九十八万八千  
 (フロリンス)  
 ○ 百二十五(フロリンス)ノ当金七千五百九十六種墾地利通債九十  
 四万<sup>九</sup>千五百(フロリンス)  
 ○ 百二十(フロリンス)ノ当金一万千四百種墾地利通債三十六万八  
 千(フロリンス)  
 合計当金四万二万種墾地利通債壹億二千九百二十三万九千二  
 百(フロリンス)  
 ○ 印ヲ表スル当金ハ既ニ一千八百五十八年ヨリ一千八百七十  
 八年ニ至リ之ヲ抽籤ス



各券書ノ價百(フロリンス)ヲ要ス然レ人或ハ百(フロリンス)ヲ拂  
 一箇ノ券書ヲ買求スル能ワサル者アラシ故ニ弊社ニ於テ一  
 箇ノ券書ヲ多ク數多ノ株ヲ發付シ以テ衆庶ノ便宜ヲ計ル依テ  
 世上ニ廣告一箇ノ株ヲ要スル者ハ一磅金五時令ヲ拂フヘシ  
 而シテ唯一箇ノ籤ヲ抽クヲ得ル是ノ株ヲ買求スル者ハ券書ヲ  
 買求スル者ト權ヲ同スルト雖モ一株ヲ買求スル者ハ籤ヲ抽ク  
 唯一回ニ止マル且ツ其籤ニ當テ受納スベキ当金ノ高ヨリ一箇  
 ノ券書ノ高ヲ減スヘシ一千八百六十二年十一月七日ニ於テ帝  
 國政府ノ許可ヲ受ケ以テ各株ヲ發行ス故ニ各株皆ナ半(フロリ  
 ン)ノ印紙ヲ有ス其印紙ナキモハ正實ノ株ニ非ス  
 年々四回抽籤ニ要スル当金表  
 一千八百七十八年一月二日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)

当金一種四万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 三千(フロリンス)ノ当金二種六千(フロリンス)  
 千五百(フロリンス)ノ当金三種四千五百(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金三十八種一万五千二百(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金千三百四十八種二十六万九千六百(フロ  
 リンス)  
 合計当金千四百種五十六万九千三百(フロリンス)  
 一千八百七十八年四月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)  
 当金一種四万(フロリンス)



当金一種二万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 三千(フロリンス)ノ当金二種六千(フロリンス)  
 千五百(フロリンス)ノ当金三種四千五百(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金三千八百種一万五千二百(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金千三百四十八種二十六万九千六百(フロ  
 リンス)  
 合計当金千四百種五十六万九千三百(フロリンス)  
 一千八百七十八年七月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)  
 当金一種四万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)

五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 三千(フロリンス)ノ当金二種六千(フロリンス)  
 千五百(フロリンス)ノ当金三種四千五百(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金三千八百種一万五千二百(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金千三百四十八種二十六万九千六百(フロ  
 リンス)  
 合計当金千四百種五十六万九千三百(フロリンス)  
 一千八百七十八年十月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二万(フロリンス)  
 当金一種四万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)



三千(フロリンス)ノ当金二種六千(フロリンス)  
 千五百(フロリンス)ノ当金四種四千五百(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金三十八種一万五千二百(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金千三百四十八種二十六万九千六百(フロ  
 リンス)  
 合計当金千四百種五十六万九千三百(フロリンス)  
 一箇ノ抽籤ヲ要スル者ハ各株ニ向テ左ノ代價ヲ拂フヘシ  
 一株ノ價一磅金五時令  
 六株ノ價六磅金  
 十三株ノ價十二磅金  
 二十株ノ價十八磅金  
 二十八株ノ價二十四磅金

三十六株ノ價三十磅金

ロイベル會社 維也納

各株皆ナ正實ノ價ヲ有ス故ニ之ヲ損害スル勿レ

墾地利帝國新公債ノ大意書

集募金増地利通貨四千万(フロリンス)即チ英債四百万磅

一千八百六十四年墾地利皇帝陛下ノ政府ノ許可保護ヲ  
 受ク

解明

第一 公債ハ四十万ノ券書ヲ有ス各券毎ノ價百(フロリンス)ナ  
 リ而レテ各券毎ニ對シ下文ニ記載スル四十万種ノ当金ヲ拂戻  
 スヘシ故ニ券毎ヲ買求スル者ハ目錄ニ揭示スル四十万種ノ当  
 金ノ内ヨリ一二ヲ受納スヘシ四十万券毎ノ價總計一億二千零  
 九十八万三千(フロリンス)ニ至ル当金ノ家モ大ナルモノ二十五



万(フロリンス)即チ二万五千磅金其最モツナルモノ二百(フロリ  
 ンス)即チ英領二十磅金ナリ  
 第二 抽籤ノ方法ハ維也納ニ在テ帝國録事二人ヲ拓キ特ニ州  
 廳委員ノ立會ヲ乞テ公卒ノ方法ヲ以テ之レヲ施行スヘシ  
 第三 右抽籤ノ落著ハ新聞紙ボヲ以テ世上一般ニ廣告シ抽籤  
 ノ目錄ハ券書ヲ所持スル者ニ進達シ敢テ其費ヲ要セス  
 第四 当金ハ墾地利帝國會計局ニ在テ之レヲ辨ビ或ハ為換証  
 ヲ以テ大不列顛其他政州各地ノ銀行ニ在テ之ヲ辨フヘシ  
 第五 当今年々四回抽籤ノ方法ヲ施行ス即チ三月一日六月一  
 日九月二月十二月二日ナリ  
 第六 券書割付及々當金抽籤ハ同日ニ之ヲ施行ス如何トナレ  
 ハ券唇ヲ買求スル者若シ其籤ニ当タレハ即日ニ二十万(フロリ  
 ンス)ヲ受納スルノ機會ヲ得ル故ニ正実ノ券唇ハ各二箇ノ番号

アリ其一ハ即チ券唇ノ番号ニシテ其一ハ其券書ニ對スル当金  
 ノ番号ナリ券唇ノ番号ハ一号ヨリ四千号ニ至リ当金ノ番号ハ  
 一号ヨリ百号ニ至ル  
 銀行ヨリ發行スルトコロノ株ハ恒ニ政府ノ保護ヲ受ケリ故ニ  
 各株皆ハ帝國半(フロリン)ノ印紙ヲ有ス是印紙ヲ有セサル者ハ  
 公平正実ノ株ニ非ス  
 公債ニ對スル当金表  
 二十五万(フロリンス)ノ当金二十種墾地利通貨五百万(フロリン  
 ス)  
 二十二万(フロリンス)ノ当金十種墾地利通貨二百二十万(フロリ  
 ンス)  
 二十万(フロリンス)ノ当金六十種墾地利通貨一千二百万(フロ  
 ンス)



十五万(フロリンス)ノ当金八十一種埋地利通債一千二百十五万(フロリンス)

五万(フロリンス)ノ当金二十種埋地利通債一百万(フロリンス)

二万五千(フロリンス)ノ当金二十種埋地利通債五十万(フロリンス)

二万(フロリンス)ノ当金百二十一種埋地利通債二百四十二万(フロリンス)

一万五千(フロリンス)ノ当金九十種埋地利通債百三十五万(フロリンス)

一万(フロリンス)ノ当金百七十一種埋地利通債百七十一万(フロリンス)

五千(フロリンス)ノ当金三百五十二種埋地利通債百七十六万(フロリンス)

二千(フロリンス)ノ当金四百三十二種埋地利通債八十六万四千(フロリンス)

一千(フロリンス)ノ当金七百八十三種埋地利通債七十八万三千(フロリンス)

五百(フロリンス)ノ当金千三百五十種埋地利通債六十七万五千(フロリンス)

四百(フロリンス)ノ当金五千五百四十種埋地利通債二百二十一万六千(フロリンス)

二百(フロリンス)ノ当金三十三万零五十種埋地利通債六千七百二十一(フロリンス)

百九十五(フロリンス)ノ当金五千五百種埋地利通債百零七万二千五百(フロリンス)

百九十(フロリンス)ノ当金五千六百種埋地利通債百零六万四千



○ フロリンス

百八十五(フロリンス)ノ当金五千八百種墾地利通賃百零七万三

千(フロリンス)

百八十(フロリンス)ノ当金三千三百種墾地利通賃五十九万四千

○ フロリンス

百七十五(フロリンス)ノ当金三千四百種墾地利通賃五十九万五

千(フロリンス)

百七十(フロリンス)ノ当金三千五百種墾地利通賃五十九万五千

○ フロリンス

百六十五(フロリンス)ノ当金三千六百種墾地利通賃五十九万四

千(フロリンス)

百六十(フロリンス)ノ当金三千七百種墾地利通賃五十九万二千

○ フロリンス

百五十五(フロリンス)ノ当金三千八百種墾地利通賃五十八万九

千(フロリンス)

百五十(フロリンス)ノ当金四千種墾地利通賃六十万(フロリンス)

百四十五(フロリンス)ノ当金四千一百種墾地利通賃五十九万四

千五百(フロリンス)

百四十(フロリンス)ノ当金四千二百種墾地利通賃五十八万八千

○ フロリンス

百三十五(フロリンス)ノ当金四千四百種墾地利通賃五十九万四

千(フロリンス)

合計当金四千万種墾地利通賃一億二千零九十八万三千(フロリ

ンス)

○ 印ラ記スルモノハ一千八百六十四年ヨリ一千八百七十八年

ニ至リ既ニ之ヲ抽籤ス

州蔵書



各券書ノ價百(フロリンス)ヲ要ス然レ凡入或ハ百(フロリンス)ヲ  
 拂ヒ一箇ノ券唇ヲ買求スル能ワサル者アラン故ニ弊社ニ於テ  
 一箇ノ券唇ヲ分テ數多ノ株ヲ發行シ以テ衆諸ノ便宜ヲ計ル故  
 ニ之ヲ世上ニ廣告ス一箇ノ株ヲ買求スル者ハ一磅金五時令ヲ  
 拂フヘシ而シテ唯一箇ノ籤ヲ抽クヲ得ル是各株ヲ買求スル者  
 ハ券唇ヲ買求スル者ト權ヲ同フスルト雖モ一株ヲ買求スル者  
 ハ其籤ヲ抽ク唯一回ニ止マル且ツ其籤ニ當テ受約スヘキ当金  
 ノ高ヨリ一箇ノ券唇ノ價ヲ減スヘシ  
 一千八百六十二年十一月七日帝國政府ノ許可ヲ受ケ以テ各株  
 ヲ發行ス故ニ各株皆ナ半(フロリン)ノ印紙ヲ有ス是印紙ヲ有セ  
 ナルモノハ正實ノ株ニ非ス  
 年々四回ノ抽籤ニ要スル当金表  
 一千八百七十八年三月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ

当金一種二十万(フロリンス)
当金一種二万(フロリンス)
当金一種一万五千(フロリンス)
当金一種一万(フロリンス)
五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)
二千(フロリンス)ノ当金三種六千(フロリンス)
千(フロリンス)ノ当金六種六千(フロリンス)
五百(フロリンス)ノ当金十五種七千五百(フロリンス)
四百(フロリンス)ノ当金二十種八千(フロリンス)
二百(フロリンス)ノ当金五十種二千五百(フロリンス)
合計当金千四百種五十五万二千五百(フロリンス)
一千八百七十八年九月五日抽籤ニ要スル左ノ如シ
当金一種二十万(フロリンス)



当金一種二万(フロリンス)  
 当金一種一万五千(フロリンス)  
 当金一種一万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 二千(フロリンス)ノ当金三種六千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金六種六千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金十五種七千五百(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金二十種八千(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金二十五種二十万(フロリンス)  
 合計当金千四百種五十五万二千五百(フロリンス)  
 一千八百七十八年<sup>九月</sup>二月二日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)

当金一種一万五千(フロリンス)  
 当金一種一万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 二千(フロリンス)ノ当金三種六千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金六種六千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金十五種七千五百(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金二十種八千(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金二十五種二十万(フロリンス)  
 合計当金千四百種五十五万二千五百(フロリンス)  
 一千八百七十八年十二月二日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)  
 当金一種一万五千(フロリンス)



当金一種一万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金二種一万(フロリンス)  
 二千(フロリンス)ノ当金三種六千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金六種六千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金十五種七千五百(フロリンス)  
 四百(フロリンス)ノ当金二十種八千(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金千三百五十種二十七万(フロリンス)  
 合計当金千四百種五十五万二千五百(フロリンス)  
 一箇ノ抽籤ヲ要スル者ハ各株ニ向テ左ノ代價ヲ拂フベシ  
 一株ノ價一磅金  
 六株ノ價五磅金  
 十三株ノ價十磅金  
 二十株ノ價十五磅金

二十八株ノ價二十磅金  
 三十六株ノ價二十五磅金  
 ロイベル會社 維也納  
 各株皆ナ正実ノ價ヲ有ス故ニ之ヲ毀傷スル勿レ  
 匈牙利帝國公債  
 募集金埋地利通債三千万(フロリンス)  
 一千八百七十年匈牙利帝國政府ノ許可保護ヲ受ク  
 解明  
 第一 公債三十万ノ券唇ヲ有ス各券唇ノ價百(フロリンス)ナリ而シテ  
 是ノ券唇ヲ分テ六千種トス各種五十ノ券唇ヲ有ス各券唇二箇ノ番  
 号ヲ有ス其一ハ券唇ノ番号ニシテ其ハ其券唇ニ對スル当金ノ番  
 号ナリ当金ノ番号ハ六千種ノ券唇ニ於テ皆ナ一号ヨリ五十号ニ  
 至ル各券唇ノ高ハ抽籤ノ方法ヲ設ケ下文目錄ニ揭示スル三十万



種ノ当金ヲ以テ五十年間ニ於テ皆テ其高ヲ消却スルヘシ是ノ当  
 金高ノ合計七千零九万二千一百二十(フロリンス)ナリ当金ノ最モ大  
 ナルモノ二十五万(フロリンス)其最モサナルモノ百三十六(フロリンス)ナリ

第二 抽籤ノ方法ハ(アダベスト)名地ニ於テ帝國ノ録事ヲ招キ公  
 卒ノ方法ヲ以テ之ヲ施行ス

第三 右抽籤ノ落着ハ新聞紙ガヲ以テ世上ニ廣告シ抽籤ノ目  
 録ハ券唇ヲ有スル者ニ進達シ敢テ其費ヲ要セス

第四 当金ハ帝國會計局ニ於テ之ヲ拂ハ或ハ為換証ヲ以テ大  
 不列顛其他歐洲各地ノ銀行ニ於テ之ヲ拂フヘシ

第五 当金年々三回抽籤ノ法ヲ施行ス即チ四月十五日八月十  
 四日十二月十五日ナリ

第六 券唇割付及ヒ当金抽籤ハ同日ニ之ヲ施行スヘシ如何ト  
 ナレハ券唇ヲ買求スル者若シ其籤ニ當レハ即日ニ二十五万(フ

フロリンス)ヲ受納スルノ機會ヲ得ル故ニ正突ノ券唇ハ各々二箇  
 ノ番号アリ其一ハ即チ券唇ノ番号ニシテ其一ハ即チ当金ノ番  
 号ナリ券唇ノ番号ハ一号ヨリ六千号ニ至リ当金ノ番号ハ一号  
 ヲリ五十号ニ至ル銀行ヨリ發行スル各株ハ恒ニ政府ノ保護ヲ  
 受リ故ニ各株皆テ政府半(フロリンス)ノ印紙ヲ有ス是ノ印紙ヲ有  
 マサルモノハ公卒正突ノ株ニ非ス

公債ニ對スル当金表

二十五万(フロリンス)	ノ当金三種埋地利通貨七十五万(フロリンス)
二十万(フロリンス)	ノ当金十種埋地利通貨二百万(フロリンス)
十五万(フロリンス)	ノ当金四十三種埋地利通貨六百四十五万(フロリンス)
十二万(フロリンス)	ノ当金二十六種埋地利通貨三百十二万(フロリンス)
十万(フロリンス)	ノ当金四十六種埋地利通貨四百六十万(フロリンス)
二万(フロリンス)	ノ当金三種埋地利通貨七万五千(フロリンス)



二万(フロリンス)ノ当金四種墾地利通賃八万(フロリンス)  
 一万五千(フロリンス)ノ当金四十三種墾地利通賃六千四百五十(フロリンス)  
 一万二千(フロリンス)ノ当金十五種墾地利通賃十八万(フロリンス)  
 一万(フロリンス)ノ当金六十三種墾地利通賃六十三万(フロリンス)  
 五千(フロリンス)ノ当金百二十八種墾地利通賃六十四万(フロリンス)  
 一千(フロリンス)ノ当金五百十二種墾地利通賃五十一万二千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金二千九十九種墾地利通賃百零九万九千五百(フロリンス)  
 二百(フロリンス)ノ当金一万三千五百五十種墾地利通賃二百七  
 十一万(フロリンス)  
 百九十六(フロリンス)ノ当金二万七千種墾地利通賃五百二十九  
 万二千(フロリンス)  
 百九十二(フロリンス)ノ当金二万五千五百種墾地利通賃四百八  
 十九万六千(フロリンス)

百八十八(フロリンス)ノ当金二万二千九百種墾地利通賃四百三  
 十万五千二百(フロリンス)  
 百八十四(フロリンス)ノ当金二万零九百種墾地利通賃三百八十  
 四万五千六百(フロリンス)  
 百八十(フロリンス)ノ当金一万四千八百種墾地利通賃二百六十  
 六万四千(フロリンス)  
 百七十六(フロリンス)ノ当金九千二百種墾地利通賃百六十一万  
 九千二百(フロリンス)  
 百七十二(フロリンス)ノ当金九千四百種墾地利通賃百六十一万  
 六千八百(フロリンス)  
 百六十八(フロリンス)ノ当金九千六百種墾地利通賃百六十一万  
 二千八百(フロリンス)  
 百六十四(フロリンス)ノ当金九千八百種墾地利通賃百六十七万七

七  
 歳  
 百



千二百(フロリンス)

百六十(フロリンス)ノ当金一万零百種墾地利通債六十一万六千(フロリンス)

百五十六(フロリンス)ノ当金二万零二百種墾地利通債三百十五万一千二百(フロリンス)

百五十二(フロリンス)ノ当金二万零四百種墾地利通債三百十万零八百(フロリンス)

百四十八(フロリンス)ノ当金一万八千百種墾地利通債二百六十七万八千八百(フロリンス)

百四十四(フロリンス)ノ当金一万八千三百種墾地利通債二百六十三万五千二百(フロリンス)

百四十(フロリンス)ノ当金一万七千九百種墾地利通債二百五十万六千(フロリンス)

百三十六(フロリンス)ノ当金四千七百七十五種墾地利通債五十六万七千八百(フロリンス)

百三十二(フロリンス)ノ当金四千二百七十五種墾地利通債五十六万四千三百(フロリンス)

百二十八(フロリンス)ノ当金三千零六十種墾地利通債三十九万一千六百八十(フロリンス)

百二十四(フロリンス)ノ当金三千二百十種墾地利通債三十九万八千零四十(フロリンス)

百二十(フロリンス)ノ当金三千三百十種墾地利通債三十九万七千二百(フロリンス)

百十六(フロリンス)ノ当金二千四百七十五種墾地利通債二十八万七千七百(フロリンス)

百十二(フロリンス)ノ当金三千四百種墾地利通債三十八万零八百



千(フロリンス)  
 百零八(フロリンス)ノ当金二千六百二十五種墾地利通貨二十八  
 万三千五百(フロリンス)  
 百零四(フロリンス)ノ当金二千七百二十五種墾地利通貨二十八  
 万三千四百(フロリンス)  
 合計当金三十万種墾地利通貨七千零十九万二千二百二十(フロリ  
 ンス)  
 ○印ヲ表スルモノハ一千八百七十年ヨリ一千八百七十八年ニ  
 至リ既ニ之ヲ抽籤ス  
 各券毎ノ價百(フロリンス)ナリ然レハ或ハ百(フロリンス)ヲ拂ヒ  
 一箇ノ券毎ヲ買求スル能ワサル者アラシ故ニ弊社ニ於テ一箇  
 ノ券毎ヲ分テ數多ノ株ヲ發行シ以テ衆庶ノ益ヲ計ル故ニ之ヲ  
 世上ニ廣告ス一箇ノ株ヲ要スル者ハ一磅金ヲ拂フヘシ而シテ

唯一箇ノ籤ヲ抽クヲ得ル是株ヲ買求スル者ハ券毎ヲ買求スル  
 者ト權ヲ同スルト並ニ株ヲ買求スル者ハ其籤ヲ抽ク唯一回ニ  
 止ル且ツ其籤ニ當テ受納スヘキ当金ノ内ヨリ一箇ノ券毎ノ價  
 ヲ減スヘシ  
 一千八百六十二年十一月七日帝國政府ノ許可ヲ受ケ以テ各株  
 ヲ發行ス故ニ各株皆半(フロリンス)ノ印ヲ有ス是印ヲ有セサル  
 モノハ正實ノ株ニ非ス  
 年々三四ノ抽籤ニ要スル当金表  
 一千八百七十八年四月十五日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種十(フロリンス)  
 当金一種一(フロリンス)  
 当金一種五千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)



五百(フロリンス)ノ当金十八種九千(フロリンス)  
 百三十二(フロリンス)ノ当金千四百七十五種十九万四千七百(フロリンス)  
 合計当金千五百種三十二万二千七百(フロリンス)  
 一千八百七十八年八月十四日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種二十万(フロリンス)  
 当金一種二万(フロリンス)  
 当金一種五千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金十八種九千(フロリンス)  
 百三十六(フロリンス)ノ当金千三百二十五種十八万零二百(フロリンス)  
 合計当金千三百五十種四十一万八千二百(フロリンス)

一千八百七十八年十二月十五日抽籤ニ要スル左ノ如シ  
 当金一種十五万(フロリンス)  
 当金一種一万五千(フロリンス)  
 当金一種五千(フロリンス)  
 千(フロリンス)ノ当金四種四千(フロリンス)  
 五百(フロリンス)ノ当金十八種九千(フロリンス)  
 百三十六(フロリンス)ノ当金千三百七十五種十八万七千(フロリンス)  
 合計当金千四百種三十七万(フロリンス)  
 一箇ノ抽籤ヲ要スル者ハ各株ニ向テ左ノ代價ヲ拂フ可シ  
 一株ノ價一磅金  
 六株ノ價五磅金  
 十三株ノ價十磅金



二十株ノ價十五磅金

二十八株ノ價二十磅金

三十六株ノ價二十五磅金

ロイベル會社

維也納

各株皆正實ノ價ヲ有ス故ニ之ヲ毀傷スル勿レ

維也納邑新公債ノ大意書

募集金額埋地利通貨三千万(フロリンス)即チ三百万磅

金

一千八百七十四年埋地利帝國邑廳ノ許可保護ヲ受リ

第一 公債三千万ノ券書ヲ有ス各券毎ノ價百(フロリンス)各券

毎ニ對シ下文ニ掲示スル三千万種ノ当金ヲ拂戻スヘシ三千万

券毎ノ高總計八千二百四十九万八千八百(フロリンス)当金ノ最

モ大ナルモノ二十万(フロリンス)即チ二万磅金其數モサナルモノ

三十(フロリンス)即チ十三磅金

第二 抽籤ノ法ハ維也納ニ於テ帝國國債局ノ録事二名ヲ招キ

州廳委員ノ監督ヲ受ケ公卒ノ方法ヲ以テ之ヲ發行ス

第三 右抽籤ノ落著ハ新聞紙ホヲ以テ世上ニ廣告シ抽籤ノ表

ハ券毎ヲ買求スル者ニ進達シ敢テ其費ヲ要セス

第四 当金ハ邑廳會計局ニ於テ之ヲ拂ヒ或ハ為換証ヲ以テ大

不列顛其他歐洲各地ノ銀行ニ於テ之ヲ拂フヘシ

第五 当今年々四回ノ抽籤アリ即チ一月二日四月一日七月一

日十月一日ニ於テ之ヲ施行ス

第六 券毎割付及ヒ金抽籤ハ同日ニ之ヲ施行ス如何トアレ

ハ券毎ヲ買求スル者若シ其籤ニ當タレハ即日ニ二十ク(フロリ

ンス)ヲ受納スルノ機會ヲ得ル故ニ各券毎皆ナ二箇ノ番号ヲ有

ス其一ハ券書ノ番号ニシテ其一ハ当金ノ番号ナリ券書ノ番号



ハ一〇号ヨリ三千号ニ至リ当金ノ各号一〇号ヨリ百号ニ至ル  
 銀行ヨリ発行スル各株皆テ政府ノ保護ヲ受ケ故ニ各株皆テ半  
 (フロリン)ノ印紙ヲ有ス此ノ印紙ヲ有セサルモノハ正実ノ株ニ  
 非ラス

公債ニ對スル當金表

二十万	(フロリン)ノ當金百二十種	地	利	通	債	二千四百万	(フロ リン)
十五万	(フロリン)ノ當金四十種	地	利	通	債	六百万	(フロ リン)
五万	(フロリン)ノ當金二十種	地	利	通	債	百万	(フロ リン)
三万	(フロリン)ノ當金二十種	地	利	通	債	六十万	(フロ リン)
二万	(フロリン)ノ當金七十種	地	利	通	債	百四十万	(フロ リン)
一万	(フロリン)ノ當金九十種	地	利	通	債	九十万	(フロ リン)
五千	(フロリン)ノ當金百二十種	地	利	通	債	六十万	(フロ リン)

千	(フロリン)ノ當金八百種	地	利	通	債	八十万	(フロ リン)
四百	(フロリン)ノ當金二百四十種	地	利	通	債	九万六千	(フロ リン)
三百五十	(フロリン)ノ當金百二十種	地	利	通	債	四万二千	(フロ リン)
三百	(フロリン)ノ當金百二十種	地	利	通	債	三万六千	(フロ リン)
二百五十	(フロリン)ノ當金千四百四十種	地	利	通	債	三十六万	(フロ リン)
二百	(フロリン)ノ當金一万九千三百八十種	地	利	通	債	三百八 十七万六千	(フロ リン)
百九十	(フロリン)ノ當金一万三千九百二十種	地	利	通	債	二百 六十四万四千八百	(フロ リン)



百八十	(フロリンス)	ノ当金三百六十三	種墾地利通債六百五十
三万四千	(フロリンス)		
百七十	(フロリンス)	ノ当金三千二百	種墾地利通債五百六十
四万四千	(フロリンス)		
百六十	(フロリンス)	ノ当金三万二千二百	種墾地利通債五百十五
万二千	(フロリンス)		
百五十	(フロリンス)	ノ当金六万三千四百	種墾地利通債九百五十
一万	(フロリンス)		
百四十	(フロリンス)	ノ当金五万一千二百	種墾地利通債七百十六
万八千	(フロリンス)		
百三十	(フロリンス)	ノ当金四万七千二百	種墾地利通債六百十三
万六千	(フロリンス)		
合計	当金三十万種墾地利通債八千二百四十九	万八千八百	(フロ

リス

各券書ノ價百(フロリンス)ナリ然レ人或ハ百(フロリンス)ヲ拂ヒ  
 一箇ノ券書ヲ買求スル能ハサル者アラン故ニ弊社ニ於テ一箇  
 ノ券書ヲ分テ數多ノ株ヲ發行シ以テ衆庶ノ益ヲ計ル故ニ之レ  
 ヲ世上ニ廣告ス一箇ノ株ヲ買求スル者ハ一磅金ヲ拂フヘシ是株  
 ヲ買求スル者ハ券書ヲ買求スル者ト權ヲ同スルト雖モ一株ヲ  
 買求スル者ハ唯抽籤ノ機會ヲ得ル一回ニ止ル上ツ其籤ニ當テ  
 受納スヘキ当金ノ高ヨリ一箇ノ券書ノ代價ヲ減スヘシ  
 一千八百六十二年十月十七日政府ノ許可ヲ受ケ各株ヲ發行シ  
 故ニ各株皆ナ半(フロリンス)ハ印紙ヲ有ス是印紙ナキモノハ正実  
 ノ株ニ非ス  
 年々四回抽籤ニ要スル當金ノ表  
 一千八百七十八年一月二日抽籤ニ要スル左ノ如シ



当金一種二十万(フロリンス)

当金一種五万(フロリンス)

当金一種一万(フロリンス)

千(フロリンス)ノ当金五種五千(フロリンス)

四百(フロリンス)ノ当金十二種四千八百(フロリンス)

百三十(フロリンス)ノ当金千百八十種十五万三千四百(フロリンス)

ス

合計当金一千二百種四十二万三千二百(フロリンス)

一千八百七十八年四月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ

当金一種二十万(フロリンス)

当金一種三万(フロリンス)

当金一種一万(フロリンス)

千(フロリンス)ノ当金五種五千(フロリンス)

三百(フロリンス)ノ当金十二種三千六百(フロリンス)

百三十(フロリンス)ノ当金千百八十種十五万三千四百(フロリンス)

ス

合計当金千二百種四十二万二千(フロリンス)

一千八百七十八年七月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ

当金一種二十万(フロリンス)

当金一種五万(フロリンス)

当金一種一万(フロリンス)

千(フロリンス)ノ当金五種五千(フロリンス)

四百(フロリンス)ノ当金十二種四千八百(フロリンス)

百三十(フロリンス)ノ当金千百八十種十五万三千四百(フロリンス)

ンス

合計当金千二百種四十二万三千二百(フロリンス)

大蔵省



一千八百七十八年十月一日抽籤ニ要スル左ノ如シ

当金一種二十万(フロリンス)

当金一種三万(フロリンス)

当金一種一万(フロリンス)

千(フロリンス)ノ當金五種五千(フロリンス)

三百五十(フロリンス)ノ當金十二種四千二百(フロリンス)

百三十(フロリンス)ノ當金一千百八十種十五万五千四百(フロリ

ンス)

合計當金千二百種四十万二千六百(フロリンス)

一箇ノ抽籤ヲ要スル者ハ各株ニ向テ左ノ代價ヲ拂フヘシ

一株ノ價一磅金

六株ノ價五磅金

十三株ノ價十磅金

二十株ノ價十五磅金

二十八株ノ價二十磅金

三十六株ノ價二十五磅金

ロイベル會社

維也納

各株皆ナ正実ノ價ヲ有ス故ニ之ヲ毀傷スル勿レ

株式引受証書ノ雛形

証文ハ別紙ニ認ムヘシ而シテ郵便ニ因テ之ヲ回送スル

ヲ得ル紙票ハ明白ニ記載スヘシ

何誰

ニ向テ 磅金ノ金額ヲ郵送仕候ニ付ロイベル會

社 ノ當金抽籤ニ御加入可被下候

宿所 姓名

ロイベル會社

維也納

大 歳 會



株式引受証文ノ外是紙面ニ記載ス可ラス十磅金或ハ  
十二磅金ノ減價ヲ以テ十三株ヲ引受ケ或ハ五磅金或  
ハ六磅金ノ減價ヲ以テ六株ヲ引受ケ或ハ一磅金或ハ  
一磅金五時令ノ原價ヲ以テ一株ヲ引受クルハ素ヨリ  
諸君ノ意ニ任ス

維也納ニ向テ金額ヲ郵送スルノ方法

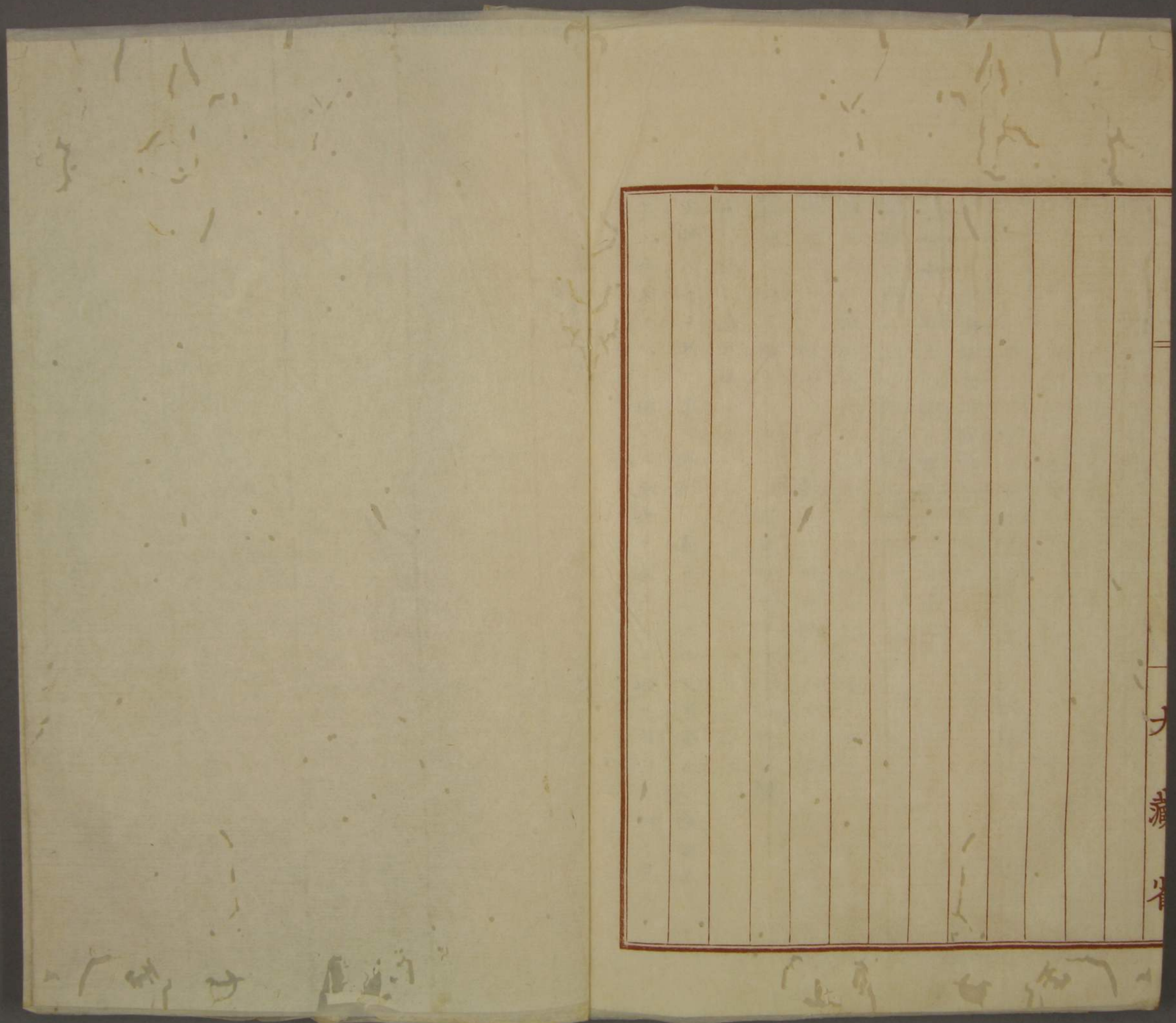
若シ金額ヲ送ルニ銀行紙幣ヲ以テスル者ハ其証唇ヲ封シ唇苗  
ニシテ之ヲ郵送スヘシ而シテ能ク其紙幣ノ番号日附及ヒ其  
行ノ場所ヲ記憶シ以テ不慮ノ變ニ備フヘシ  
郵便為換ヲ以テ金額ヲ送ル者ハロイベル會社ノ名ニ當テ之ヲ  
拂フヘシ且ツ龍動府ノ郵便局ニ於テ之ヲ受取ルヘク様ナスヘ  
シ是為換ハ凡ソ廣口半(インテ)ノ西線ニ由テ斜メニ之ヲ画スヘ  
シ

是ノ西線ヲ以テ斜メニ紙幣ヲ畫スルニ依リ銀行ニ於テ其高ヲ  
受納スヘシ且ツ是ノ西線ヲ畫スルニ由テ送金者受納者互ニ不  
慮ノ變ヲ免カルヘシ

英國ニ於テ拂フトコロノ銀行引出手形或ハ貿易紙票ト雖モ尚ホ  
西線ヲ以テ斜メニ之ヲ畫ヘシ如何トナレハ彼レ復タ銀行ニ  
於テ之ヲ受納スレハナリ  
傾幣ハ決レテ郵送ス可カラズ  
送金者ハ下名ニ當テ回送スヘシ

改州墾地利國維也納府  
ロイベル會社 銀行





天  
藏  
省



